

3福高第4402-3号
令和4年1月5日
(2022年)

吹田市個人情報保護審議会会長様

吹田市長 後藤圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第6条、第12条及び第13条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

介護予防関係個人データに係るDX推進における個人情報の保護について

介護予防関係個人データに係る DX 推進について

1 暗問する項目 (暗問の根拠)	1 個人情報の取扱いの一般的制限 (吹田市個人情報保護条例第 6 条第 2 項第 2 号) 2 電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第 12 条) 3 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第 13 条)
2 対象業務	介護予防関係個人データに係る DX 推進業務
3 業務の概要	<p>1 概要</p> <p>本市では、第 8 期吹田健やか年輪プラン（吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）において、住民主体の介護予防活動支援の充実を図っています。その中で通いの場（いきいき百歳体操等）等において、高齢者等を対象に体力測定やアンケートによる機能評価を実施しています。</p> <p>次年度より、ICT を利用した認知機能評価を新たに実施するとともに、従来紙面による管理を行っていた参加者の出欠状況や各種機能評価結果についてもデジタル化を図り、ICT を活用して高齢者等への効果的な支援につなげます。</p> <p>2 効果</p> <p>(1) 通いの場等における出欠状況と機能評価結果を結びつけることで、参加者それぞれの運動をはじめとする介護予防行動を動機付け、継続意欲を高めることができます。（通いの場に継続して参加することで、身体機能や認知機能などは維持・向上される傾向にあるため。）</p> <p>(2) 出欠状況や機能評価結果等をデジタルデータとして管理することで、結果等の分析や、それに基づく事業評価を行うことが容易になり、事務の効率化につながります。また、支援が必要な高齢者等を早期に把握して介入することができ、必要な支援につなげていくことが可能となります。</p>

3 個人情報の取扱い

添付資料「データの流れイメージ図」参照

- ① 基幹システムから個人情報取得。
- ② 通いの場等の参加者にデータ収集・集積について了承を得る。
- ③ 通いの場出欠等管理システム（SJ）で個人 ID（QR コード等）を発行し、通いの場等参加者に配付。
- ④ 通いの場等における出欠参加管理。
- ⑤ 通いの場における各種機能評価・アンケート実施。
- ⑥ ④⑤で収集した情報をクラウドにアップロード。
- ⑦ クラウドの情報をインターネット接続専用 PC にダウンロード。
- ⑧ インターネット接続専用 PC から通いの場出欠等管理システム（SJ）に専用 USB を使用してデータ移行。
- ⑨ 通いの場出欠等管理システム（SJ）において通いの場等利用者コードを使って個人を特定。
- ⑩ 欠席が続く、機能低下が著しいなどの要介入対象者を抽出。
- ⑪ 集積データを活用した事業評価を行い、PDCA サイクルの実行。

4 情報セキュリティ対策

（1）認知機能評価専用デバイス（タブレット）

- ア 高齢福祉室内の鍵のかかるロッカーで保管。
- イ 職員が通いの場等に持参し、認知機能評価に使用。
- ウ デバイスやクラウド上で取り扱うデータは、個人を特定できないデータとする。
- エ 集積したデータはクラウド上にアップロード後、デバイス内から消去する。

（2）通いの場出欠等管理システム専用デバイス（タブレット）

- ア 高齢福祉室、地域包括支援センターの鍵のかかるロッカーで保管。
- イ 職員が通いの場等に持参し、出欠状況や機能評価結果を収集する。

	<p>ウ デバイスやクラウド上で取り扱うデータは、個人を特定できないデータとする。</p> <p>エ 集積したデータはクラウドにアップロード後、デバイスから消去する。</p> <p>(3) 通いの場出欠等管理システム専用 PC</p> <p>ア 高齢福祉室の鍵のかかるロッカーで保管。</p> <p>イ クラウドからのデータダウンロード時のみインターネット接続。</p> <p>ウ 専用 PC 立ち上げ時のセキュリティ管理、システム使用時や、インターネット接続時のセキュリティ管理など複数のセキュリティシステムを必須とする。</p> <p>エ システム管理者及びシステム使用者を年度当初に設定し、特定の職員だけが専用 PC を取扱う。</p> <p>オ 使用する職員に ID、パスワードを付与し、使用権限を設定する。また、アクセス履歴を管理する。</p> <p>(4) 通いの場出欠等管理システム (SJ)</p> <p>ア 本システム立ち上げ時、システム使用時など、複数のセキュリティシステムを必須とする。</p> <p>イ システム管理者及びシステム使用者を年度当初に設定し、特定の職員だけが専用 PC からシステムにアクセスできる。</p> <p>ウ 使用する職員に ID、パスワードを付与し、使用権限を設定する。また、アクセス履歴を管理する。</p> <p>エ システムから抽出した個人情報は SJ 環境下のみで取り扱う。</p> <p>(5) その他</p> <p>職員が(3)通りの場出欠等管理システム専用 PC から(4)通りの場出欠等管理システム (SJ) へデータ移動する際は、専用のセキュリティ機能付き USB を使用し、所定の管理者権限処理依頼書（データ移行依頼用）を情報政策室に提出した上で実施する。</p>
4 個人情報の内容	1 市基幹システム(SJ)から通りの場出欠等管理システム (SJ) に共有する個人情報

	<p>年齢、性別、生年月日、住所、介護保険被保険者番号</p> <p>2 通いの場出欠等管理システム(SJ)で作成する個人情報 個人 ID (QR コード等)、氏名</p> <p>3 通いの場出欠等管理専用デバイスで収集する個人情報 通いの場等出欠状況、認知機能評価結果、体力測定結果（握力、5m 歩行、2 ステップテスト、5 回立ち上がり、TUG）、口腔機能評価（RSST、オーラルギアドコキエシス、頬ふくらまし検査等）、各種アンケート結果</p>
5 審議に諮る理由	<p>情報の収集・集積に際しては、対象となる市民から同意を得ますが、認知機能評価結果、体力測定結果、口腔機能評価は、吹田市個人情報保護条例第 6 条第 2 項第 2 号に規定されている社会的差別の原因となる恐れのある事項に該当し、取扱いについて審議会の意見を聞く必要があるため。</p> <p>また、従来は紙で収集していた個人情報取扱事務について、新たに電子計算機処理を行うため、吹田市個人情報保護条例第 12 条により、審議会の意見を聞く必要があるため。</p> <p>加えて、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行うため、吹田市個人情報保護条例第 13 条により、審議会の意見を聞く必要があるため。</p>
6 今後の予定	<p>通いの場等における認知機能評価 令和 4 年 9 月稼働予定 通いの場出欠・機能評価管理システムの導入 令和 5 年 1 月稼働予定</p>
7 担当室課	福祉部 高齢福祉室 支援グループ

3会第446-2号
令和4年1月4日
(2022年)

吹田市個人情報保護審議会会長様

吹田市長 後藤圭



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

クラウドサービスを利用した財務会計システム更新に係る個人情報の保護について

クラウドサービスを利用した財務会計システム更新に係る個人情報の保護について

1 質問する項目 (質問の根拠)	電子計算機処理の制限 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条及び第13条)
2 対象業務	財務・会計事務
3 業務の概要	<p>1 目的</p> <p>本市では、予算編成、契約事務、予算執行、決算書・財務諸表作成等の財務・会計事務を効率よく実施するために、「財務会計システム」を運用しています。現行システムは、ソフトウェアサポートが令和7年3月までとなっており、サポート終了までにシステムの更新が必要となります。現行システムについては、本庁内の仮想化基盤上で稼働していますが、システム更新に伴い、新たに庁外のデータセンター等、いわゆるクラウドサービスを利用したシステムを調達します。機能面では、現行、会計事務の一部で取り入れている電子決裁機能を拡充し、会計事務の電子決裁化を図ります。</p> <p>2 効果</p> <p>(1) 会計事務の電子決裁化及びそれに伴う伝票や添付資料の電子化により、全庁的なペーパーレス化に寄与し、テレワークも可能となります。また、出先機関が支払い関係書類等を会計室に提出するために来庁する時間や手間を省くこともでき、事務の軽減にもつながります。</p> <p>(2) データサーバを設置・管理するデータセンターは地震や停電、水害等の災害に対する備えが施されており、こうした庁外の施設を利用することにより、リスク分散を図ることができ、災害に対する安全性の向上に寄与します。</p> <p>3 個人情報の取扱い</p> <p>新システムで取扱うすべてのデータは、市と専用線でつながれた外部とは遮断されたネットワーク内にある、セキュリティが万全に施されたデータセンター内に格納し、管理されます。</p>

また、同システムで個人情報を取扱う事務の流れ等について、次のとおりです。

(1) 歳入事務

ア 歳入の調定を行い、調定書を作成します。

イ 納入義務者の氏名が記載された納入通知書及び納付書を発行し、納入義務者に交付します。

ウ 納入義務者は、指定金融機関等で納付を行い、指定金融機関等は、納入義務者の氏名・住所が記載された領収証書を納入義務者に交付します。

エ 指定金融機関等は、収入済みとなった旨を会計管理者に通知します。

(2) 歳出事務

ア 報酬・謝礼等の支払い（請求書のない支払い）

(ア) 担当室課の個人番号事務取扱担当者が、支払いを行う相手方から口座振込・マイナンバー登録申請書（参考1）とマイナンバーを確認できる書類を受理し、マイナンバー以外の個人情報を財務会計システムに入力します。

(イ) 入力後、相手方申請票を印刷し、受理した書類と一緒に封緘したうえで会計室の担当者へ直接手渡しで提出します。

(ウ) 会計室は、書類を確認し、財務会計システムにマイナンバーを入力し、相手方登録を行います。

(エ) 担当室課において、財務会計システムにより、登録された相手方情報を基に支出命令書等を作成し、支払い手続きを行います。

イ 請求書のある支払い

担当室課において、支払いを行う相手方から提出された請求書に記載された情報（住所、氏名、口座情報）を基に、財務会計システムにより支出命令書等を作成し、支払い手続きを行います。

4 情報セキュリティ対策

(1) データセンター

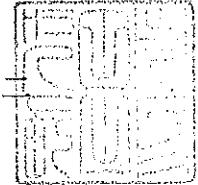
ア 生体認証によるデータセンターへの入退室管理及び入退室管理を記録し一定期間保管

	<p>イ 監視カメラを設置し、24時間365日監視・録画</p> <p>(2) クラウド上に設置される新システム（財務会計システム）は、本市の庁内 LAN とは専用回線で接続します。</p> <p>(3) ユーザー認証によるアクセス権限を付与し、不正使用・閲覧の防止を図ります。</p>
4 個人情報の内容	<p>1 領収証書に記載された納入義務者情報 (住所、氏名)</p> <p>2 報酬・謝礼等支払い事務における相手方の情報 (住所、氏名、生年月日、口座情報、マイナンバー)</p> <p>3 請求書に記載された相手方の情報 (住所、氏名、口座情報)</p>
5 審議に諮る理由	データセンターを利用した、新しい財務会計システムを構築することが第12条の電子計算機処理の制限及び第13条の実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限に該当すると考えられるため、諮問するものです。
6 今後の予定	<p>令和4年10月 調達開始</p> <p>令和5年3月～令和7年3月 システム開発</p> <p>令和6年7月 予算編成稼働予定</p> <p>令和7年3月 予算編成以外稼働予定</p>
7 担当室課	会計室

3 健健第 778-3 号
令和 4 年 1 月 13 日
(2022 年)

吹田市個人情報保護審議会会長 様

吹田市長 後 藤 圭



諮詢の取下げについて

令和 3 年 10 月 19 日に諮詢した下記事項について、諮詢を取り下げます。

記

1 謝問を取り下げる事項

市民サポーター制度に係る会員登録システムにおける個人情報の保護について

2 取下げの理由

市民サポーター制度の設計を見直し、本制度において個人情報を収集しないこととしたため。